

令和 8 年第 3 回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 3 月 5 日（木）13 時 30 分から 14 時 37 分

2. 開催場所 基幹集落センター 2 階大ホール

3. 出席委員 （17 名）

会長	19 番 岡田 修一		
会長職務代理	10 番 小松 和啓	17 番 岡本 博臣	
委員	2 番 藤原 新市	3 番 宗石 大輔	4 番 西尾 文彰
	5 番 堤 昭雄	6 番 村上 千世	8 番 西村 広幸
	9 番 竹村 雄介	11 番 門脇 義人	12 番 山内 茂
	13 番 三木 克司	14 番 森田 良彦	15 番 竹平 豊久
	16 番 三谷 富重	18 番 有光 収三	

4. 欠席委員 （2 名）

1 番 竹村 純吉 7 番 上島 陽子

5. 議事日程

第 1 議事録署名人の指名

第 2 議案 第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 第 2 号 非農地証明願いについて
 第 3 号 香美市農用地利用集積等促進計画について（諮問）
 第 4 号 香美市農業振興地域整備計画の変更について（諮問）
 第 5 号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 和田 雅充
事務局次長 岡村 昭彦
事務局主幹 高月 陽生
香北支所 恒石 政志
物部支所 沖 好子

7. 会議の概要

事 務 局	開会（１３時３０分） それでは、香美市農業委員会会議規則第３条 会長は議長となり、議事を整理する。となっていますので、議長を会長にお願いします。
議 長	はいみなさんこんにちは。 それでは本日の議案に訂正はありませんので、本日の会にあたりまして、議事録署名人を指名させていただきます。堤委員、そして村上委員にお願いしますので、よろしくお願いします。本日の欠席の委員は竹村純吉委員と上島委員です。 それでは順次、会に入っていきたいと思います。 議案書に沿いまして議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事 務 局	はい、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請についてです。案件５件となっておりますので、順番に説明させていただきます。 １番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町永野の農地２筆で合計面積１,３０９㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は１です。 ２番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町小川の農地で面積は１０４㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は２です。 ３番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町葦生野の農地３筆で合計面積１,６４３㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は３です。 ４番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町吉野の農地２筆で合計面積６３７㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は４です。 ５番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は物部町大栃の農地で面積１６１㎡、資料は５です。譲渡人及び譲受人は議案書のとおりとなっています。 以上です。
議 長	以上説明が終わりましたのでただ今より質疑を行いたいと思います。何かご質問がある方は挙手をしていただきたいと思います。何かありませんか？ ——— 質 疑 な し ———
議 長	格段ないようですがいかがでしょう。なければ採決に入りますが、ご異議ございませんか？ ——— 異 議 な し ———
議 長	それでは議案第１号農地法３条の規定による許可申請について、原案通り賛成の方は挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

- 議 長 はい、全員賛成です。ありがとうございました。
続きまして議案第2号非農地証明願いについて、説明をお願いします。
- 事 務 局 はい、議案第2号非農地証明願いについて説明いたします。
1番、申請地は土佐山田町佐野[REDACTED]、地目は畑、他1筆、合計面積は237㎡、利用状況は宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は岡田委員で資料は6です。
2番、申請地は土佐山田町山田[REDACTED]、地目は畑、面積は52㎡、利用状況は通路、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は西村委員で資料は7です。
3番、申請地は土佐山田町佐古薮[REDACTED]、地目は畑、面積は59㎡、利用状況は宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は森田委員で資料は8です。
4番、申請地は土佐山田町山田[REDACTED]、地目は田、面積は891㎡、利用状況は駐車場、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は小松稔寛推進委員で資料は9です。
5番、申請地は土佐山田町[REDACTED]、地目は畑、面積は132㎡、利用状況は墓地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は永森推進委員で資料は10です。
6番、申請地は香北町小川[REDACTED]、地目は田、面積は1,022㎡、利用状況は駐車場、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は小松委員で資料は11です。
7番、申請地は物部町神池[REDACTED]、地目は畑、他5筆、合計面積は16,275㎡、利用状況は山林、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は岡本委員で資料12です。
以上です。
- 議 長 はい、説明が終わりました。一番最初、わたくしですので、資料6の1と2を見てもらったら。もう長年古い家が建っております。これ、昭和42年に家を建てて49年に増築したとのこと。それから何の問題もなく今まで来てるようですので、問題ないと思いました。
続いて西村委員、お願いします。
- 農 業 委 員 (8 番) 資料の7を見てください。場所は旧道の戸板島線のあの生コンがある100メートルぐらい北です。帯状の土地でちょうど資料7の2を見てもろうたら分かりますけど、2メートルか3メートルくらいの帯状の土地で、資料7の2の1の写真、ちょうど中央の所、左からずうっと道路があって、その右っ

かわに奥に二軒、家がありますけど、ちょうどそのところ、通路としてその二軒の家が借って使ってます、現在のところ。それを二軒の人が譲ってもらいたいとのことで、いま耕作してないですけど、その写真の鉄骨が2本見えると思いますけど、それから南をちょうど譲り受けたということで、非農地をしてその二軒が全体を買うかその一部を買うかどうか分かりませんが、周りのその道の南に一区画畑がありますので、影響はないですので、私ハンコを押しました。まああの現況を見てもろうてもそう影響のある所ではありませんので。以上です。

議長 続いて森田委員お願いします。

農業委員 (14 番) 資料の 8 の 1 の 2 をご覧ください。場所は神母ノ木の鏡野公園からですね、龍河洞向いて信号がありますけれども、その中ほどの北っかわになります。周囲は住宅とか工科大のテニスコートなどがあって、別に問題ないと思います。以上です。

議長 はい続きまして小松委員お願いします。

推進委員 (2 番) 資料の 9 を見てください。場所は舟入小学校の北側、XXXXXXXXXXの道路を挟んだ西側になります。これは多分 30 年以上前からもうこの状態で、資料 9 の 2 のところを見てもらったら分かるんですけど横は田んぼなんですけど、別に問題は今まで起きてなかったと思いますので支障はないと思います。以上です。

議長 はい続いて永森委員お願いします

推進委員 (1 番) 資料 10 の 1 を見てください。この場所は秦山のスタジアムの第 4 駐車場の所から横道を上がっていった所にある墓地の一面です。これは資料にも書いてあるんですが昭和 58 年にお墓を建ててその墓地を使ってということなんで、問題ないと思います。

議長 続いて小松委員お願いします。

推進委員 (2 番) はい、それでは資料 11 の 1、11 の 2 を見てください。場所は JA 土佐香美香北支所の給油所の北っかわにあります、物部川に近いところですけど、ここは小川地区ですけど周りは、前はダムで向かって右っかわには墓地がずっと並んでおります。この辺農地が、農免道路から南側手前の方に農地がありますけど、隣接農地もなく周りも集落もございませんので地元の建設会社の駐車場として使われております。以上です。

議 長	はい、続いて岡本委員お願いします。
農 業 委 員 (17 番)	資料 12 の 1 をお願いします。 現地は物部町大栃から約 8 キロくらいの距離にあります物部町神池の中にありまして、ヤリ水という所に旧大栃高校の実習農場、今は高知農業の実習農場になっているようですが、その横を作業道ヤリ水線が通っていきまして、そこから約 1 キロか 2 キロくらい作業道進んだ所に対象地の [REDACTED] が立地しています。 次に資料 12 の 2 をお願いします。上から [REDACTED]、次に 12 の 2 をお願いします。 [REDACTED] で、私が見た感じでは全て 50 年生以上の杉ヒノキの山林となっております。周囲も同じような樹齢の山林となっておりますので、問題ないと思います。 以前もお話をしたことがあります、なんでこんな山奥に畑があるのかと思う方もおられるかと思いますが、物部では昔から田畑に入れる干し草を取ったり、また戦前戦後少しの間山の木を切った後、焼きまして、その後そこに製紙原料の楮とか三ツ又を植え付けまして、数年後に収穫するというやり方で農業しておりました。その土地は登記簿地目では切畑として表示されておりました。その土地に高度経済成長の時期に植林しまして現況は山林ですが登記地目は畑として残っていますので、今回農地法の手続きの後に山林に地目変更することとなったようです。以上です。
議 長	ありがとうございました。以上説明が終わりましたのでただいまより質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか？ ——— 質 疑 な し ———
議 長	ないようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。 ——— 異 議 な し ———
議 長	それでは議案第 2 号非農地証明願いについて原案通り賛成の方は挙手をお願いします。 ——— 全 員 挙 手 ———
議 長	はい、ありがとうございました。全員賛成です。 続きまして議案第 3 号香美市農地利用集積等促進計画についてご説明をお願いします。

はい、議案第3号農地利用集積等促進計画について、補足説明をいたします。農業公社による中間管理事業になります。

1 番、土佐山田町中野の農地、1,149 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、[] が借り受け、水稻を栽培します。資料は13です。

2 番、土佐山田町岩次の農地、1,117 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、[] が借り受け、水稻を栽培します。資料は14です。

3 番、土佐山田町入野の農地3筆、合計2,360 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、[] が借り受け、施設野菜、露地野菜を栽培します。資料は15です。

4 番、土佐山田町須江の農地2筆、合計2,560 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、[] が借り受け、施設ニラを栽培します。資料は16です。

5 番、土佐山田町佐野の農地3筆、合計3,428 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、[] が借り受け、露地ショウガを栽培します。資料は17です。

6 番、土佐山田町中野の農地13筆、合計12,602 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、[] が借り受け、水稻を栽培します。資料は18です。

7 番、土佐山田町楠目の農地6筆、合計4,572 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、[] が借り受け、露地ショウガ、オクラを栽培します。資料は19です。

8 番、香北町日比原の農地、548 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、[] が借り受け、果樹（ユズ）を栽培します。資料は20です。

9 番、香北町日比原の農地3筆、合計864 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、[] が借り受け、果樹（ユズ）を栽培します。資料は21です。

10 番、香北町清爪の農地、580 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、[] が借り受け、果樹（ユズ）を栽培します。資料は22です。

11 番、香北町蕨野の農地6筆、合計2,083 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、[] が借り受け、ショウガを栽培します。資料は23です。

12 番、香北町日ノ御子の農地3筆、合計1,766 m²を [] から農業公社が借り受けます。この後、[] が借り受け、施設ニラ、露地ニラを栽培します。資料は24です。

以上です。

議 長 以上説明が終わりましたので質疑を行いたいと思いますが、採決をしたいと思いますが、わたくしの議案に関係するものがあるので退席をいたします。

議 長 代 理 (10 番) はい、みなさんこんにちは。

事 務 局 議長が退席されましたので、会長職務代理者として香北地区の小松委員さんに議長をお願いします。

議 長 代 理 (10 番) それでは岡田議長が退席されましたので、岡田議長の会長職務代理者として務めさせてもらいます。それでは議案第3号の、利用権設定の岡田会長の案件■■■と■■■について、皆さまより質問を受けたいと思います。何か質問ございませんでしょうか？

—— 質 疑 な し ——

議 長 代 理 (10 番) ございませんか？格段なければ採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか？

—— 異 議 な し ——

議 長 代 理 (10 番) はい、それでは、議案第3号の申請番号の■■■■、岡田会長が関連しております案件につきまして、賛成の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 代 理 (10 番) はい、ありがとうございます。全員賛成ということです。ありがとうございました。

議 長 どうもありがとうございました。

それでは残りのすべての案件について質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか？

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段ないようでしたら採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか？

—— 異 議 な し ——

議長 それでは議案第 3 号につきまして原案通り賛成の方は挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議長 はい、全員賛成です。ありがとうございました。
続きまして議案第 4 号香美市農業振興地域整備計画の変更について説明をお願いします。

農 林 課 はい、香美市農業振興地域整備計画の変更についてご説明させていただきます。件数は全部で 8 件ございまして、そのうち 6 件が除外、うち 2 件が軽微な変更となっております。それでは、除外から説明させていただきます。

まず 1 番の農用地は、土佐山田町山田

です。こちらは、9 筆を合計した 3,219 m²を特別高圧送電線の鉄塔用地に用途変更するものです。なお、新設鉄塔用地はいずれも既設の鉄塔用地の近傍地を選定しております。

続いて 2 番の農用地は、香北町菰生野です。こちらは、農地一筆 20 m²を墓地に用途変更するものです。なお、当該農地には平成 9 年に墓地をすでに建立してしまっており、今回事後にはなりますが、改めて農振除外の手続きを行うものであります。

続いて 3 番の農用地は、土佐山田町東川です。こちらは、6 筆を合計した 1,629 m²を山林に用途変更するものです。なお、当該農地については、15 年以上前から現況地目が山林となっていることから、登記地目を現況地目に合致させるため、今回改めて除外の手続きを行う事としております。

続いて 4 番の農用地は、香北町美良布です。こちらは、農地一筆 340 m²を宅地に用途変更するものです。現在、譲受人はアパートに居住しておりますが、子どもの成長に伴い住居が手狭になってきたため、当該農地に住宅を建設する事としております。

続いて 5 番の農用地は、香北町岩改です。こちらは、農地一筆 108 m²を通路及び休憩所に用途変更するものです。なお、当該農地には平成 22 年に近傍地の墓地への通路及び休憩所として整備をしてしまっており、今回事後ではありますが、改めて農振除外の手続きを行う事としております。

続いて 6 番の農用地は、物部町大栃です。こちらは、3 筆を合計した 545.83 m²を納骨堂及び駐車場に用途変更するもので

す。こちらは、納骨堂を建立するとともに、参拝時に利用する際の駐車場を整備するものです。

以上が除外の説明となります。

続いて、軽微な変更の説明をさせていただきます。

1 番の農用地は、香北町蕨野 [REDACTED] です。こちらは、農地一筆 169 m²を農業用倉庫に用途変更するものです。申請地周辺に農地を所有しておりますが、農業用機械及び農業用資材の移動に苦慮しているため、申請地に農業用倉庫を建設する事としております。

2 番の農用地は、土佐山田町 [REDACTED] です。こちらは、4,765 m²のうち、195.47 m²を農業用駐車場及び農作業スペースに用途変更するものです。こちらは、申請地周辺に既設されている農業用駐車場及び農作業スペースが手狭になってきたため、その用地を拡大するための申請です。

以上が軽微な変更の説明となります。

これで議案第 4 号の説明を終わります。

議 長 以上、農林課より説明がありました。質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか？

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段ないようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議はございませんか？

—— 異 議 な し ——

議 長 それでは議案第 4 号につきまして原案通り賛成の方は挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。ありがとうございました。
それではその他、何かありますか？

農 林 課 はい、地域計画の変更内容について説明させていただきます。
まず、地域計画からの除外の案件ですが、先ほど諮問させていただきました農業振興地域整備計画の除外の案件と全く同じですので説明は割愛させていただきます。

続いて 2 ページ目をご覧ください。2 ページ目は申し出による地域計画の位置付けとなっております。全部で三者位置付ける予定となっておりますが、こちらは現在の経営農地を位置付けるものとなっております。まず一人

目、変更する地域計画名は大楠植地域、所在は土佐山田町植[REDACTED]、面積は 2846 m²、他 5 筆となっております。地域計画に位置付ける者の氏名につきましては住所が[REDACTED]、氏名は[REDACTED]、生年月日は[REDACTED]、後継者はなし、属性は認定農業者、主な経営作物はニラとなっております。

続いて二人目ですが、7 番から二人目になります。変更する地域計画名は山田地域、所在は土佐山田町[REDACTED]、面積は 1,127 m²、他 3 筆となっております。位置付ける者につきましては住所[REDACTED]、氏名は[REDACTED]、生年月日は[REDACTED]、後継者はなし、属性は認定農業者、主な経営作物は青ネギとなっております。

続いて三者目は 11 番からとなっております。変更する地域計画名は新改天坪地域、所在は土佐山田町新改[REDACTED]、面積が 1,021 m²、他 16 筆となっております。

地域計画に位置付ける者につきましては、住所が[REDACTED]、氏名は[REDACTED]、生年月日は[REDACTED]、後継者はなし、属性は認定農業者、主な経営作物はニラとなっております。

続いて 4 ページ目をご覧ください。4 ページ目はですね、農用地利用集積等促進計画により農地を取得した者の位置付けとなっております。こちらにつきましては番号及びガイドラインによって位置付けることが必須となっておりますので、変更するものとなります。変更する地域計画名については片地地域、所在は土佐山田町下ノ村[REDACTED]、面積は 4,134、位置付ける者につきましては住所[REDACTED]、氏名は[REDACTED]、属性は認定農業者、主な経営作物はニラとなっております。説明は以上となります。

こちらの案件につきまして何かご意見をお伺いします。また、異議なしということでありましたら、この内容に添った目標地図の素案の提出をよろしくをお願いします。以上です。

議長 はい、説明がありましたが、何かありませんか？

—— 質 疑 な し ——

議長 なければ採決に入りますけど。

—— 異 議 な し ——

議長 この議案に対して、賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議長

はい、全員賛成です、ありがとうございました。
その他、何かありますか？

事務局

すいません、事務局の方からですね、高知新聞の方にも出ておりました、土佐山田町の市街化調整区域の都市計画の取り扱いの変更というのが、ちょっと出ておりました。で、まあ、新聞記事の内容で言いますと子育て世代、18歳未満のお子様がいらっしゃる家庭で10年以上香美市に住んでいただける方ということで、許可が下りるといような内容が記載されておりましたけれども、農地法の方がですね、全くそれ変更がない話で、今日内容の記事もちょっと県もこちらの農業委員会の方には建設課の方から話が全くなかったもので、市長と副市長にも昨日クレームを入れさせてもらいました。で、県の方とも確認した結果、農地法の取り扱いは今まで通りということになると。ただまあ二種農地三種農地についてはですね、第一種農地と違いまして転用の可能性がある農地でありますので、ここの取り扱いについては個々の判断をしていくと。で、その中でもその小学校地域が示されておりました楠目・片地・香長・舟入と書いてましたけれども、その中でも二種三種農地は転用の可能性がある。ただ、半径1キロの中にですね、あまり二種農地三種農地になる所が比較的少ないということで、あまり具体的な変化という部分にはなりにくいかな、というところが現状です。で、ひょっとですね、委員さんの方へまた問い合わせがあった場合にですね、農業委員会の方でいくのかどうなのかというのはきちっと確認はしてやという話をさせていただいた方がありがたいです。あの、新聞の書き方やとなんでもかんでもいくような書き方になってるんで、そうではないですので、すいません、その辺を聞かれたらまたよろしくお願ひしたいと思います。

それとですね、もう一つございまして、実は先週の土曜日ですね、香美市役所の震災対応訓練というのがございました。その中でですね、この農業委員会というのが班で言いますと産業振興部という、震災の際の役割が決まってるまして、その中で産業振興部というところに農業委員会はおるんですけど、その役目としてですね、食べ物、特に米野菜を調達してくれというのが農業委員会の役割でございまして、で、委員の皆さまにお願いしたいのが、ご承知だとは思いますがなかなか南海トラフの場合は被災地域が非常に広い地震でして、高知県は救援物資がなかなか一番届きにくい所やないろうかという話も出ております。海にしてもそうですし、空路にしてもそうですし、高速道路もそうなんですけど、実際途中まで被災する可能性が極めて高い地域もございます。その中で自活をしていかないかんということで、お願いしたいのが野菜についてはなかなか全部調達はずらいかなというところなんですけど、お米をですね、できたらなんとか委員の皆さままで調達できる場所がございましたらお力を貸していただきたいというところでございます。

土佐山田町地域と香北町地域、それから物部町地域に分かれておりますけれど、この国道 195 号が主体的な道路になるかと思いますが、ここもずっと全部通行できるかどうかとも分からない状態です。でまあ、できればですね、各支所単位へお声がけをさせていただきましてお米を取ってきていただく、まあ市役所の方が買い取るという形になろうかとは思いますが、その契約の方法とかもですね、まだ十分煮詰まってないので、そこらも煮詰めていかないかんとお考えですけれど、是非とも米の収集についてはですね、委員の皆さまにもお力を貸していただきたいというところがございます。まだこれもまあ、この前持ち上がった話なんで、具体的にほいたらどういこうかということとは、まだうちの方でも掘めてないですけど、さわりとしてはそういった要望が委員さんの方へ寄せられてくる可能性があるということを頭の中へ入れておいていただければ、非常にありがたいと思います。そういう所をまたご協力いただきたいと思います。

この 2 点について何かご質問があればご意見をいただきたいですが。

推進委員
(10 番)

そのお米の件ですけど、わたしあの橋川野地区の自主防災で市の方に聞き合わせたところ、地震が起きたらどうしようもないから、地域の方でしてくれと。市の方は行こうにも行けんですき、そこな辺りはちゃんとして自主防災の方があれば地域でしてくれという返事でしたがね。それに、それならもしダムが潰れてなかったらボートでも来て、陸側であつたら船で行くようにしたらどうでという話をしたけど、そんなことも返事はないです。それでやってこういうのをこっちへ全部してくれしてくれと言うて話がある場合は、そんならわたしら自主防災も、そういう話をしてもらわないかなね。地域は地域でしてくれと言ってつっぱねちゃいて、米はくれとか、ちょっとそこなあたりはどうかと思いますがね。また帰って私の方も自主防災の会長と話をして、ちょっとそこなあたりを検討してみたいと思いますが。

事務局

えーとですね、各自主防災組織で、例えば橋川野やったら田んぼがあつてお米を持ちゅう農家さんもおられると思います。ただ、土佐山田町とかですとなかなか農家もおらんし、どっさり、というのもありまして、具体的にこの前防災対策課とも話しましたが、いつまで市役所なりなんなりが救援物資を提供し続けるかというところも聞きましたが、明確な答えはないというところがございます。それであの、この係の決め方としてうちの農業委員会はそれを構えて来いという係なんです。その、自主防災組織がそういう説明をされてるということも、この前だいつ訓練の時に防災対策課長の方も何にも決まっちゃあせんやないかということも詰めよりましたが、この方法についても検討をちゃんとせんといかんがやないかえと、人にシフトを振るんやったらきちっと先にしちよかんといかんやないかやという話もさせてもらたんですけど、うつってないんで、残念ですけど。で、その、 ところへそういう話があつてですよね、なおそういうことを

集めて来いというのがやったら、それは仕事として非常に矛盾してるんで、このことも明日課長会もありますので言わせていただきますので。

推進委員
(10 番)

私の地区はもしあった場合は、もう近所どうしでどこが誰を見るか、どこが潰れちゃうか、いうふうには全部、自主防災の時に練習してさってやりますけどね。もう市の方は行けんから一週間か十日くらいのばあは自分くで持って、食糧とか水とか、それはもうやってくれと、市の方は行きませんのという返事でしたきね。それから米は一週間なら一週間、十日、どれくらい後でこうこういうふうにしてもらいたいと、それならそれで分かるけど、具体的にいつまでのことかも分からんしね。

事務局

分からんですね。それと、あともう一つはですね、僕らが集めてくるっていうのは、発災からすぐのもんやないと思うんですよ。発災してから一週間から十日たった後ですよ、例えば被災されて家へ戻れない方がいらっしやるとかいうなかで食べ物を調達して来いということやと思うんです。いま防災倉庫、市役所の防災倉庫が市役所の近くにありますが、だいたい一週間程度の食べ物はなんとか置いてあると。非常食はですね。ただ、それが尽きると今度いつ入って来るかどうかっていうのは全体的な被災の具合によっていつ入ってくるか分からんと。高知県はさっき言うたとおり地理的な要件が著しく不利ですのになかなか入ってこない可能性もあります。その中でまあ貯えを出して来いということなんですけど、自主防災組織へそういう説明をしながらこっち側へ助けてこいというのは非常に矛盾してますので、それは明日詰めます。

議長

食料備蓄は非常食があるきそれで一週間もつということらしいんですけど、うち米農家やき取れた時はいっぱいあるで、そら。けんど、時期が過ぎるともうそれはもう数少のうなってしまう。そうやってコメの備蓄が欲しいというたら香美市も頼んで備蓄してもらおうとか、各地域で。そうせんと、明日から米刈るけんど言うて地震来たら、なんちゃあ、ほとんどないで。

農業委員
(8 番)

うちらあやち、うちらあ防災のなには農家が何件かあるきうちの部落は災害あったら各農家がいるやったら出して、後で米代を部落からもらうというがでやっちゅうけんどよ、市役所が集めてくれいうて言うがやったらなかなか部落のもんやったら出せるけんどよね、市役所、市が使うがで出してくれ言うても余分はそうないきよね、ほんで市役所も置くやったら予冷庫も構えてちゃんとせんとよね、なかなか、ぬくい所へいながら置こうちいかんろうきね。ほんでちゃんと計画を立ててよね。

事務局

多分ですね、その、いきなり備蓄をするというのは不可能やと思うんでお譲りいただけたやつをいるっていう所に配るところやと思います。あ

るいは自分が提案させてもろうたのは、給食センター、なかなか米を炊けていうてもよう炊かん、釜、普通の飯盒炊飯みたいなやつですよ、大きい窯を持ってきて炊き出すとかいうのも、普通の米というのも普通じゃようせんろうし、第一精米どうすらあや、っていう話も出てくると思うがです。で、防災対策課長に精米どうすらあと言うたら、お前で買えって言われたんで、お前で買えるかというて怒ったんですけど。ちょっとね、認識がずれてるんですよ。いま■■■■■の話聞いても、そんな話をしちよいてですよ、こっちは集めてくれってそれどういうことな、っていうことにもなりますんで。それもちよっと明日聞いてみますんで。ただですね、気持ちは置いちょいてほしいと。ひょっとですね、街中の方ですよ、部落で集めてこいって言うても無いっていう所が山田とかはけっこうあると思うんですよ。そこらが防災組織としてほんとに無いっていう時はなんとかご協力をお願いせないかんというところはあると思いますので、そこについては心の隅には置いといてほしいと。ご協力いただければありがたいというところをお願いしたいと思います。一週間くらいでは四国電力の言うには山田は復旧するらしいです。山田の周りは。前聞いた時に。で、一週間ばあすりゃあ精米機が全部動かんということは。山田で六ヶ所か七ヶ所、いま精米機があって、香北で三ヶ所か、物部がいま一切精米機がないということなんで、それをなんとかして構えてこないかんし、まあ会長の所でいかんかったらお願いしようかと思いますが、多分街中の方が逆にどっからも集めてこれんかなというところですね。山田の東本町とか西本町とかいう所は田んぼとかないです。

事務局

今回まあこれが問題提起としてですね、一歩目やと思うんで、そこはちょっと頭の隅には置いちょいてほしいですね。これがその被災の具合によっても今の想定通りになんでもなるとも思わんですがですよ。で、その中で農家の皆さまにご協力をいただかんといかんということは出てくる可能性はあると思います、かなり。で、その中でまた要請があった場合にですね、要請と言いますかお願いになるんですけど、そういったことについても頭の隅に置いちょいてほしいと。なんとかまあ地域の中で、地域というのは自分たちの自治会の中だけじゃなくてですね、他のところも含めた香美市の全部の中でそういうことも考えておいてほしいということでございます。

議長

はい、本日の会はこれで終わります。この後、農地利用最適化推進委員会交換会をしますが、ちょっと休憩します。

閉会（１３時４７分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議 長

署 名 人

署 名 人